介護保険サービス重要事項説明書

（介護医療院施設利用者様用）

令和7年4月1日

医療法人真生会向日回生病院介護医療院（以下、「当施設」という）では、あなた様（以下、「ご利用者様」という）に当施設の介護保険施設サービスをご利用頂くにあたり、あらかじめ次のことを説明させて頂きます。
（介護保険法に関する厚生労働省令４１号第６条）

１事業者の概要

事業者の名称	医療法人真生会
主たる事業者の所在地	〒６１７－０００１ 京都府向日市物集女町中海道９２番地の１２
法人種別	医療法人
代表者の職・氏名	理事長　岩井　直躬
電話番号	（０７５）９３４－６８８１㈹

２ご利用施設

施設の名称	医療法人真生会向日回生病院介護医療院
施設の所在地	〒６１７－０００１ 京都府向日市物集女町中海道９２番地の１２
都道府県知事許可番号	２６Ｂ３１００００１９
管理者の職・氏名	院長　長岡　武志
電話番号	（０７５）９３４－６８８１㈹
ＦＡＸ番号	（０７５）９３３－９４１３

３施設の目的と運営方針

施設の目的	１長期療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、そのご利用者様が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目的とする。
運営方針	１ご利用者様の意思及び人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立ったサービス提供に努める。 ２ご利用者様に対し適切なサービスを提供するため、ご利用者様又はその家族に対し、当施設の運営規定の概要、従事者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等、ご利用者様がサービスを選択するために必要事項をわかりやすく懇切丁寧に説明を行い、当該施設からサービスの提供を受けることにつき、同意を得るものである。 ３地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

４ 施設の設備の概要

定　　員	５２名〔医療法人真生会向日回生病院の４病棟の内　４・５階〕
病　　室	２人室：　４室　　４人室：　１１室
浴　　室	一般浴室　　特殊浴室
食　　堂	各階に１ヶ所
談　話　室	各階に１ヶ所（食堂と兼用）
機能訓練室	４階（理学療法、作業療法）　５階（理学療法、作業療法言語聴覚療法） （病棟・病室で実施させていただく場合があります。）

５職　員　体　制

管　理　者	管理者は院長が担当する。
医　　師	医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上とする。（常勤換算１１名）
薬　剤　師	医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上とする。（常勤　３名、非常勤　4名）
管理栄養士	医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上とする。（常勤　３名）
看護職員 （看護師及び准看護師）	常勤換算で病棟における入院患者の数が　６　又はその端数を増す毎に１名以上とする。（看護師　常勤3名、非常勤8名、准看護師非常勤２名）
介護職員	常勤換算で、病棟における入院患者の数が　４　又はその端数を増す毎に１名以上とする。（常勤１3名、非常勤　2名）
介護支援専門員	兼務且つ常勤者１名

６利　用　料　金　等

① 介護サービス費は、施設サービス費（要介護状態区分により定められた費用）と個別サービス費（「特別診療費」で１回毎に定められた費用）の合計額です。
ご利用者様には、この介護サービス費の１割～３割と食事費用及び居住費（滞在費）をお支払いいただきます。（ただし、平成２７年８月１日以降は２割となります。）

イ＜基本の負担料金＞　（１単位あたり地域区分六級地１０.27円で換算します。）

	通常入所			短期入所		
	(単位)		(円)	(単位)		(円)
要支援　１ （介護予防）				６６６		６８４
					2割負担	１，３６８
					3割負担	２，０５２
要支援　２ （介護予防）				８２７		８５０
					2割負担	１，６９９
					3割負担	２，５４８
要介護　１	８３３		８５６	８９４		９１９
		2割負担	１，７１１		2割負担	１，８３７
		3割負担	２，５６７		3割負担	２，７５５
要介護　２	９４３		９６９	１００６		１，０３４
		2割負担	１，９３７		2割負担	２，０６７
		3割負担	２，９０６		3割負担	３，１００
要介護　３	１，１８２		１，２１４	１，２５０		１，２８４
		2割負担	２，４２８		2割負担	２，５６８
		3割負担	３，６４２		3割負担	３，８５２
要介護　４	１，２８３		１，３１８	１，３５３		１，３９０
		2割負担	２，６３６		2割負担	２，７７９
		3割負担	３，９５３		3割負担	４，１６９
要介護　５	１，３７５		１，４１３	１，４４６		１，４８５
		2割負担	２，８２５		2割負担	２，９７０
		3割負担	４，２３７		3割負担	４，４５５
外　泊　時	３６２		３７２	月　６日限度		
		2割負担	７４４			
		3割負担	１，１１６	（短期入所療養介護として利用しない場合）		

※ この額の他に、入院(入所)時、退院(退所)時や主治医の指示により療養上必要な薬剤師・管理栄養士の指導や短時間のリハビリテーション等を受けた場合は、上記の概算額に加算されます。

※ 主治医の指示等による療養上必要な加算項目は、次の通りとなります。

ロ＜加　算　料　金＞　（１単位あたり地域区分六級地１０.27円で換算します。）

項　　目	概　算　負　担　額 (単位)		(円)
夜間勤務等看護加算			８
	７	2割負担	１５
１日　につき		3割負担	２２
初期加算 (通常入所のみ、短期入所には加算されません。)			３１
	３０	2割負担	６２
１日　につき (入院日から３０日以内)		3割負担	９３
退所前後訪問指導加算 (通常入所のみ、短期入所には加算されません。)			４７３
	４６０	2割負担	９４５
入所中、退院後　各１回		3割負担	１,４１８
退所時指導加算 (通常入所のみ、短期入所には加算されません。)			４１１
	４００	2割負担	８２２
退所時　１回		3割負担	１,２３３
退所前連携加算 (通常入所のみ、短期入所には加算されません。)			５１４
	５００	2割負担	１,０２７
退所時　１回		3割負担	１,５４１
退所時情報提供加算（Ⅰ） (通常入所のみ、短期入所には加算されません。)			５１４
(在宅・居宅施設へ退所する場合)	５００	2割負担	１,０２７
退所時　１回		3割負担	１,５４１
退所時情報提供加算（Ⅱ）			２５７
(医療機関へ退所する場合)	２５０	2割負担	５１４
退所時　１回		3割負担	７７１
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）			４１
	４０	2割負担	８２
月　１回		3割負担	１２３
退所時栄養情報連携加算			７２
	７０	2割負担	１４４
退所時　１回		3割負担	２１６
栄養マネジメント強化加算			１２
	１１	2割負担	２３
１日　につき		3割負担	３４
経口移行加算			２９
	２８	2割負担	５８
１日　につき		3割負担	８７
療養食加算			７
	６	2割負担	１３
１食　につき		3割負担	１９
サービス提供体制強化加算Ⅲ			７
	６	2割負担	１３
１日　につき		3割負担	１９

※ 主治医の指示等による指導管理、リハビリテーション等医療行為を行ったときは、次の通りとなります。

ハ＜特 別 診 療 費＞ （１単位あたり、１０.00円で換算します。）

項　　目　（下記の他にもあります。）	概算負担額 (単位)		(円)
感染対策指導管理加算			６
	６	2割負担	１２
１日　につき		3割負担	１８
褥瘡対策指導管理加算			６
※褥瘡リスク対象者は月13単位の加算あり	６	2割負担	１２
１日　につき		3割負担	１８
初期入院診療管理加算　（通常入所のみ、短期入所には加算されません。）			２５０
	２５０	2割負担	５００
入所中　１回		3割負担	７５０
薬剤管理指導加算			３５０
	３５０	2割負担	７００
月４回限度		3割負担	１,０５０
理学・作業療法　（月１０回まで）			１２３
	１２３	2割負担	２４６
１回　につき（入院から４月以下の月・回数制限なし）		3割負担	３６９
理学・作業療法　（月１１回以上）			８６
	８６	2割負担	１７２
１回　につき（入院から４月を超えた月から）		3割負担	２５８
理学療法リハビリ体制強化加算			３５
	３５	2割負担	７０
１回　につき		3割負担	１０５
言語聴覚療法　（月１０回まで）			２０３
	２０３	2割負担	４０６
１回　につき（入院から４月以下の月・回数制限なし）		3割負担	６０９
言語聴覚療法　（月１１回以上）			１４２
	１４２	2割負担	２８４
１回　につき（入院から４月を超えた月から）		3割負担	４２６
理学療法（Ｉ）情報活用加算　（月１回）			３３
	３３	2割負担	６６
		3割負担	９９
短期集中リハビリ加算			２４０
	２４０	2割負担	４８０
１回　につき		3割負担	７２０

※ 令和６年６月より上記「ニ」「ホ」「へ」は介護職員等処遇改善加算に統一され(上記「イの計」と「ロの計」及び「ハの計」の総合計に4.7%加算)

※　京都府の福祉制度や重障老人健康管理事業対象者等の受給者であっても、介護保険に係る利用者負担は必要となります。
但し、生活保護受給者等は、公費で補助される場合があります。

② 食事費用について
入院の場合
１日　１,６５０円　です。　（所得等により公費補助がある場合もあります。）
（ 朝食 ＝ ３３０円、昼食 ＝ ６６０円、夕食 ＝ ６６０円 ）

③ 居住費（滞在費）について
入院の場合
１日　　４６６円　です。　（所得等により公費補助がある場合もあります。）

④ 保健サービス適用外のサービス内容と利用料について
イ）特別療養環境が整備されている２人室をご利用の場合
１日　３,３００円　です。　（但し、６１６、６１７号室の廊下から奥に当たる病床は１日　２,２００円　です。）

ロ）ランドリーのご利用は屋上洗濯室にあります。
洗濯機　１回　１００円　　乾燥機　１回３０分間　１００円　　です。
※必要の都度、機械に投入してください。
プリペードカード仕様の洗濯機及び乾燥機も設置しています。
ハ）理・美容サービスについて
美　容　師　　第２・４水曜日です。
理　容　師　　毎週　　土曜日です。
※ 料金は、その都度業者にお支払いください。
ニ）当院では、衛生管理の徹底及び患者様・ご家族様のお洗濯の負担軽減を目的として、ケアサポート(CS)セットを導入しています。
入院時に必要となるタオル・消耗品類の購入及び持ち込みが不要となるシステムです。詳細につきましては病棟窓口にお尋ねください。
※料金は、業者から請求がありますので、直接お支払ください。

7 利用料金のお支払い方法について

前項 ６④の ロ）ハ）及び ニ）以外の合計額につきまして、毎月１５日及び月末の２回を締切り日として請求書を発行します。（事務手続き上、若干日数を要します。）
ご利用者様は、病院１階受付にてお支払いください。
ご退院の場合は、退院時にお支払いください。
なお、病院はご利用者様から料金の支払いを受けた時は、ご利用者様に対して領収書を発行します。

8 支払い遅延に対する措置

請求書発行後、ご利用者様のサービス利用料金の支払いが、１０日以上遅延し、料金支払いの催告にもかかわらず、１０日間以内に支払いが無い場合は、ご利用者様に対し１０日の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解除いたします。

9 施設を退所していただく場合

契約期間中であっても、ご利用者にご退所をしていただくことがあります。
（契約書　１１条　参照）

１０ 苦情・相談等申し出窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当施設相談窓口（１階　受付・担当者：医事課長又はその代行者）あるいは、介護医療院相談窓口（担当者：所属長）までお気軽にご相談、お申し出ください。
また、ご意見箱での受付も致しておりますのでご利用ください。責任をもって調査し、その処理の結果を相当の時期までにご本人に通知し、お知らせします。

京都府国民健康保険団体連合会　介護相談窓口　　（平日　9：00～17：00）

電話 ０７５－３５４－９０９０（直）

向日市　　高齢介護課

電話 ０７５－９３１－１１１１（代）　　（平日　8：30～17：15）

長岡京市　　介護保険係

電話 ０７５－９５５－２０５９（直）　　（平日　8：30～17：15）

大山崎町　　健康課高齢介護係

電話 ０７５－９５６－２１０１（代）　　（平日　8：30～17：15）

京都市　区役所

・西京区役所　健康長寿推進課　高齢介護保険担当

電話 ０７５－３８１－７６３８（直）　　（平日　8：30～17：00）

・西京区役所洛西支所　健康長寿推進課　高齢介護保険担当

電話 ０７５－３３２－９２７４（直）　　（平日　8：30～17：00）

・南区役所　健康長寿推進課　高齢介護保険担当

電話 ０７５－６８１－３２９６（直）　　（平日　8：30～17：15）

その他、各区役所の福祉介護課　介護保険係までご相談下さい。

１１ 非常災害対策

病院の非常災害対策については、消防法施行規則第３条に規定する消防計画に則り、又消防法第８条に規定する防火管理者を設置して、万全を期しております。

災害時の対応	別途定める「消防計画」に則り対応を行います。」
平常時の訓練	別途定める「消防計画」に則り、年２回夜間及び昼間を想定した防火・避難訓練を実施します。
防災設備	スプリンクラー、自動火災報知器、屋内消火栓、防火扉、防炎加工されたカーテン、避難設備等消防法に定められたものを使用します。

１２ 事故発生時の対応

ご利用者様が安心して施設サービスの提供を受けられるよう、万全を期すると共に、ご利用者様に対する事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該ご利用者様のご家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講ずると共に、ご利用者様に対する賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

１３ 緊急時における対応

ご利用者様の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告する。

１４ 施設ご利用に当たっての留意事項

当施設に入所された場合は、特に下記の事項に留意して、当施設の職員の指示に従って下さい。

① 消灯時刻は、　午後９時です。

② 食事時間は、　朝食：午前　８時～
昼食：正午１２時～
夕食：午後　６時～　　です。

③ 面会時間は、　午後２時から午後４時まで　です。(月曜日～金曜日となっています。)

※　面会時間は状況により変更となります。
面会時間を遵守し、必ずその都度当施設の職員に届出て下さい。

④ 外出・外泊の際は、主治医の許可を得て「外出・外泊届出書」に必要事項を記入して頂き、届け出る等必要な手続きをおとり下さい。

⑤ 火災予防上、病室廊下等院内は、禁煙となっています。喫煙は、所定の場所でお願いします。

⑥ 医師、看護職員等を含み当施設の職員の指示を守り、共同生活の秩序を守り、相互の親睦に努めるものとし、他の利用者・入院患者の迷惑にならないようにして下さい。
飲酒・暴力等で他の利用者や入院患者に迷惑をかけ、職員の指示に従わない場合は、即刻退所して頂きます。

⑦ 所持品等は必要最小限な物とし、また、現金・貴重品等は各自で十分注意して保管してください。
(盗難・紛失・破損に対しては、責任を負いません。)

⑧ 施設内の居室や設備、器具は、本来の用法に従ってご利用下さい。
電気コンロ・電気ストーブ等の電熱器の使用は、防火管理上禁止させて頂いております。

⑨ 衛生管理上等の理由により、オムツは、病院でご用意致しますが、尿もれパット等ご利用の方は、お持込みされても結構です。
また、荷物類やお見舞いの食品類の長期放置は、食中毒等衛生管理上問題が生じますので、荷物類は、整理整頓し、食品類は、衛生管理に十分ご留意下さい。

⑩ 院内には、精密医療機器・放射線発生装置等を設置しています。立入禁止場所には許可無く近寄らないで下さい。

⑪ 入浴については、病院内の入浴施設をご利用下さい。なお、病状等により、主治医の判断で部分入浴や清拭になる場合があります。

⑫ 施設内で、他の利用者や入院患者及び職員に対する宗教活動及び政治活動は、療養上・業務上妨げになりますのでご遠慮下さい。

⑬ 施設内へのペットの持ち込みは、お断りいたします。

以 上